資料1－1

消費者の購買動向について

○スーパーＡ社（主に関東エリア）

（１）食料品の供給対応状況

※３/１６(水)１８：００現在

項目	消費者需要 通常時対比 %	実際の供給 災害前対比 %
飲料水大型	3110%	250%
米	1070%	200%
カップラーメン	1410%	270%
パスタ	2710%	360%
食パン	410%	140%
人参	320%	160%
ヨーグルト	580%	100%
牛乳	180%	120%
納豆	305%	80%
魚肉ソーセージ	270%	210%

※４/４(月)１０：００現在

項目	消費者需要 通常時対比 %	実際の供給 災害前対比 %
飲料水大型	800%	200%
米	70%	60%
カップラーメン	80%	80%
パスタ	120%	100%
食パン	100%	100%
人参	120%	120%
ヨーグルト	200%	80%
牛乳	150%	120%
納豆	300%	150%
魚肉ソーセージ	200%	130%

（２）日用品の供給対応状況

※4/4現在

項目	災害直後 消費者需要 通常時対比 %	災害直後 実際の供給額 通常時対比 %	直近(3/28-4/3) 消費者需要 通常時対比 %	直近(3/28-4/3) 実際の供給額 通常時対比 %
乾電池	1600%	690%	350%	80%
懐中電灯	1200%	500%	300%	200%
コンロ	1000%	760%	600%	600%
ボンベ	3000%	850%	1500%	1500%
カイロ	850%	240%	300%	300%
大人用オムツ	200%	180%	110%	80%
生理用品	350%	250%	120%	90%
ベビーオムツ	430%	230%	120%	90%
ベビーミルク	430%	340%	110%	100%
防災用品(ｾｯﾄ含)	1200%	750%	200%	150%
防災トイレ	800%	680%	120%	150%
水タンク	700%	280%	150%	100%
携帯充電器	1050%	230%	150%	150%
トイレットペーパー	350%	260%	90%	110%
ティッシュペーパー	280%	240%	90%	100%
ウェットティシュ	600%	300%	100%	110%
ローソク	500%	270%	150%	150%
紙皿・紙コップ	200%	220%	120%	120%
割り箸	160%	190%	120%	120%
マスク	250%	280%	150%	150%

○コンビニB社（関東エリア）

※３/１６（水）現在

項目	消費者需要 通常時対比 %	実際の供給 通常時対比 %
牛乳1リットル	630%	250%
水500ml	340%	180%
小袋菓子	540%	450%
カップ味噌汁	210%	110%
レトルト食品	900%	220%

※３/３０(水)現在

項目	消費者需要 通常時対比 %	実際の供給 通常時対比 %
牛乳1リットル	150%	130%
水500ml	340%	260%
小袋菓子	70%	70%
カップ味噌汁	80%	90%
レトルト食品	160%	160%

資料１－２

物価担当官会議（3 月 14 日）以降の動き

平成 23 年 4 月 4 日
消費者庁

Ⅰ　消費者庁の取組み

（１）生活関連物資の買いだめに関する小売店舗視察（３月１７日）

食料や日用品など生活関連物資の小売の状況を把握するため、蓮舫大臣が都内コンビニエンスストアとスーパーマーケットを視察。【別紙１】

（２）生活関連物資の買いだめに関する意見交換会（３月１７日）

消費者団体（10 団体）を招いて、生活関連物資の買いだめ問題について蓮舫大臣との意見交換会を開催。【別紙２】

≪蓮舫大臣より≫

・消費者団体からも消費者に対して冷静な消費行動が必要なことについてメッセージを発信していただきたい旨を要請。

≪消費者団体からの代表的意見≫

・消費者の心理的不安の解消のため、物資は十分にあることなどを政府から消費者に分かりやすい形で情報提供をお願いしたい。

（３）蓮舫消費者担当大臣からの生活関連物資の購買に関するお願い（３月１７日）

上記小売店舗視察及び意見交換会終了後、蓮舫大臣より消費者に向けて冷静な購買行動をお願いするようメッセージを発信。【別紙３】

（４）生活関連物資にかかる消費者の買いだめ等に係る販売事業者への協力要請のお願い（消費者庁⇒経産省）**（３月１７日）**

各事業者から消費者に対し不要不急の購入、買い急ぎ、買いだめなどを控えてもらいたいことをお願いしていただきたい旨、関係団体を通じて各事業者に伝わるよう、消費者庁から経済産業省に対し要請。【別紙４】

別紙１

蓮舫大臣の活動（フォトレポート）

生活関連物資の買いだめに関する小売店舗の視察（平成23年３月17日）

平成23年３月11日の東北地方太平洋沖地震の発生に伴い、主として首都圏において、食料などの生活関連物資について消費者の買いだめ、買い急ぎなどがみられることから、同月17日、蓮舫大臣が都内にあるコンビニエンスストアとスーパーマーケットの店舗を視察しました。
視察中のマスメディアからの取材に対し、首都圏等の消費者の方々が買いだめ、買い急ぎをせず冷静な態度をとることが被災者への生活関連物資への支給につながると訴えた蓮舫大臣は、視察後、自ら消費者の方々に対し冷静な購買行動をお願いするメッセージを発信しました。

１．コンビニエンスストア

空きが目立つ商品棚をチェックする蓮舫大臣

商品の需要・供給の状況について説明を受ける蓮舫大臣

御注意ください！
- 自転車用幼児座席の足乗せ部の破損・脱落について
- 乗用車用フロアマットの取扱いに関する注意喚起について
- 消費者庁を名乗る電話に御注意！
- テレビ台（強化ガラス製）のガラスが割れる事故について
- 除雪機の取扱いに注意！
- 自転車用幼児座席リコール実施の周知等に関する協力要請について
- 飲食物に似ている商品の誤飲・誤食に注意！
- パワーウインドの事故に注意！
- 冬の事故やトラブルに注意！
- 未公開株など新たな手口による詐欺的商法にご注意！
- 介護ベッド用手すりのすき間に頭や首、手足などを挟む事故等に係る注意喚起について
- 電動車いす(ハンドル形)の使用に関する注意喚起について
- 儲け話に注意！（改正貸金業法の完全施行に伴う注意喚起について）（平成22年10月25日更新）
- 過去の「御注意ください！」はこちら

パブリックコメント
- 現在募集している案件はありません

活動
- 大臣等記者会見
- 大臣の活動(フォトレポート)
- 報道発表資料
- 政務三役会議
- 内閣府政策会議
- 審議会・懇談会等
- 統計情報・調査結果

飲料水の品薄状態について説明を受ける蓮舫大臣と福嶋消費者庁長官

2．スーパーマーケット

空となっている商品棚を見ながら説明を受ける蓮舫大臣

過去の大臣の活動（フォトレポート）

岡崎大臣

岡崎大臣の活動はこちら。

荒井大臣

荒井大臣の活動はこちら。

福島大臣

福島大臣の活動はこちら。

- 年次報告書等
- 国際業務

情報提供

- 情報公開・個人情報保護
- 公益通報
- 法令等遵守
- 予算・決算・税制・機構定員
- 政策評価
- 調達情報
- 消費者庁所管特例民法法人一覧
- 政府広報
- パンフレット
- 子ども霞が関見学デー
- その他

- 消費者委員会
- 国民生活センター
- 旧国民生活政策ページ
- 消費者行政推進会議

組織・制度

- 消費者庁について
- 大臣・副大臣・大臣政務官・長官
- 採用情報
- 所管の法令等
- 国会提出法案

▲ ページの先頭へ

| 消費者庁ホームページについて | 本ホームページについてのご意見・ご感想はこちらまで |

〒100-6178 東京都千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー　大代表；03-3507-8800（平日8:30～18:15）
Copyright © 2011 Consumer Affairs Agency, Government of Japan. All Rights Reserved.

別紙２

生活関連物資の買いだめに関する意見交換会
議事概要

・日時：平成２３年３月１７日（木）１４：００～１４：４５
・場所：消費者庁６階　大会議室

【蓮舫大臣あいさつ】
　首都圏を中心に生活関連物資、弁当・食品・買いおきがきくような物品について品薄状態が続いている。買い急ぎ・買いだめという実態が実際に起こっている。首都圏の店舗では震災前の２倍の供給をしている。それにも関わらず、３倍から１０倍、２０倍の需要があるがためにここがうまく機能せず、陳列棚に商品が並んでいない。商品が並んでいない棚を見て、不安に思われ買うという心理も理解できるが、ぜひ、団体の皆様方もこれまで以上に消費者の方々に冷静な行動を呼びかけていただきたい。

【消費者庁からの説明】
　畑野取引・物価対策課長より別添資料に基づき、生活関連物資の品薄状態について説明。

【各消費者団体からの主な意見】
・消費者の不安を解消することが大事。石油製品の製造会社、もしくは製紙メーカー、食品メーカーのHP を見ると、着々と震災後の工場再稼動の情報が出ている。しかし、必ずしも消費者にわかりやすい形で出されていない。こういった情報をぜひ、消費者庁等で集約いただき、製造状況は回復しているというメッセージを具体的に発信することが効果的ではないかと思っている。(NPO 法人消費者機構日本)

・政府の情報提供について原子力関係も含め全面的に協力していきたいと考えている。そして、現在全国の消費者団体の取組をつないで情報発信する仕組を作る作業を進めている。(全国消費者団体連絡会)

・買い走りは一時的には起こりうるものだが、自治体では職員のがんばりで水が供給されるようになった等、具体的にことが示されると、住民も安心すると思う。そのため、しっかり広報することが必要。また、情勢分析について、この度の買い走り・買占めは東海地方や関西地方でも起きている。そのため、情報はきちんと広く伝えていただきたい。(NPO 法人日本消費者連盟)

・消費者の買い控えの意識も大事だが、何店舗かスーパーを見て歩いた中、買い控えをしなさい、買いだめする必要はありませんという表示はまったく見当たらなかった。販売者がもう少し、その辺を購入する消費者にアピールしたらいいのではないかと。買っているところで、そういう表示を見せられたら買い控えをするのではないかと思いました。((社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会)

別紙３

蓮舫消費者担当大臣からの生活関連物資の購買に関するお願い

平成 23 年３月 17 日

１．３月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震において被災をされた皆さんに心からお見舞いを申し上げます。また、救援、救出に全力を挙げていただいている自衛隊、警察、消防、海上保安庁、そして各自治体、関係各位の本当に身を惜しまない努力に心から感謝を申し上げます。

２．今回の地震の被害に関連し、食料品など生活関連物資の供給についての問題が生じています。

生活関連物資に関しては、まず被災地への供給を最優先に考えなければなりません。一刻も早く被災地の皆様に食料品などが十分に届くよう、官民挙げて最大限の努力をしているところです。

３．併せて、主として首都圏において、スーパー、コンビニ、商店などの店舗において品薄状態になっているという問題が発生しています。

４．首都圏等の消費者の皆様へのお願いです。

現在、首都圏等への食料品など生活関連物資の供給量は決して減少しておりません。停電などの影響の大きい一部商品を除き、製造メーカー、流通業者などの皆様のご努力により、むしろ通常時と同等あるいはそれ以上の供給が確保されています。また、今後の供給量も減少は見込まれていません。

しかしながら、災害への不安から過剰に反応し、買い急ぎ、買いだめを行う消費者が増えています。このため品薄となった店舗を見て、品切れに対する不安から更に過剰な購買を行うという悪循環になっています。

例えば、あるスーパーでは、通常時の 2 倍程度の品物を供給しているものの、消費者が商品によっては普段の 10 倍から 30 倍ほどもの量を買おうとしているため、その需要に追いつかず、品薄、品切れ状態になっていると聞い

ています。(詳細は別添)　現在のガソリン供給状況では、この過剰な需要を満たすための配送トラック等が確保できない、とのことです。

５．首都圏等の消費者の皆様おひとりおひとりに冷静な購買行動をお願いいたします。生活関連品の供給が枯渇するということは決してありません。

仮に不要不急の購入、買い急ぎ、買いだめなどが続けば、今最も物資を必要としている被災地に向けての生活関連物資の供給に支障が生じる可能性もあります。

消費者の皆様の冷静な行動を、心からお願いいたします。

別紙４

消取物第１５５号
平成２３年３月１７日

経済産業省大臣官房商務流通審議官　殿

消費者庁次長　　松田　敏明

生活関連物資にかかる消費者の買いだめ等に係る販売事業者への協力要請のお願い

平成23年3月11日に発生した平成23年東北地方太平洋沖地震に関連して、主として首都圏の小売店舗において、食料品、ガソリンなどの生活関連物資が品薄状態になっているという問題が発生しています。

生活関連物資については、震災後も通常の需要に対する販売量は十分確保されているにもかかわらず、消費者が、災害への不安から過剰に反応して、買い急ぎや買いだめを行い、また、このため品薄となった店舗を見て、品切れに対する不安から更に過剰な購買を行うという悪循環になっているものと考えています。

一方で、このような消費者による不要不急の購入、買い急ぎ、買いだめなどが続けば、被災地に対する生活関連物資の供給に支障が生じる可能性もあります。

このような認識のもとに、本日、蓮舫消費者担当大臣から、消費者に対し、不要不急の購入、買い急ぎ、買いだめを控え、冷静な購買行動をお願いするメッセージを発信したところです。

消費者庁としては引き続き消費者に対する働きかけを行っていくこととしていますが、これに加えて、各販売業者から消費者に対し、通常の需要であれば十分供給できる販売量を確保しており、したがって、不要不急の購入、買い急ぎ、買いだめなどを控えてもらいたいことを、店頭の掲示等により、お願いしていただくことも大変効果的であると考えます。

貴省におかれましては、上記の趣旨をご斟酌いただき、関係流通団体等に対し、上記についての協力要請をしていただきますよう、お願いいたします。